

令和5年10月10日

令和5年

上毛町農業委員会10月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会10月期定例総会議事録

1.日 時 令和5年10月10日（火）午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 19 名 欠席委員 3 名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	欠
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	—
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	○
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	欠	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 円 入 忠 義 ○
末 松 直 幸 ○
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第41号 農地パトロールの結果について

5.その他 ・活動記録の提出について
・定例総会について

会議の経過

令和5年10月10日(火)午前9時00分開会

議長 みなさんおはようございます。

本日は、農業委員会10月期定例総会を開催致しましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日は山本委員より欠席の連絡がありました。坪根委員はまだきておりませんが、上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から10月期定例総会を開催致します。

議事録署名委員の指名をいたします。

議席2番 水島委員、議席3番 八坂委員 を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第37号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをお願いします。

議案第37号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については賃貸借権67件、使用貸借権7件でございます。

まず、賃貸借権分ですが、期間は3年、5年、6年、9年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が120,434㎡ 畑が218㎡です。

筆数は67筆数で貸し手は33名、借り手は20名となっております。

賃借料でございますが、現金では反当9,000円～13,000円となっております。

現物では、30kg～60kgとなっております。

次に、使用貸借権分ですが、期間は5年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が5,280㎡です。

筆数は7筆で貸し手4名、借り手3名となっております。

次のページから申出各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、7ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第37号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の8ページをお願いします。

議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特定事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字宇野232番、地目は田で、面積は1,640㎡です。

所有権を移転する方、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は、大字宇野の〇〇さんです。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は10～11ページのとおりです。

申請農地は、大字宇野 福田医院そばの圃場整備済みの農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第38号については原案の可決決定されました。

つづきまして 議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による

農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の12ページをお願いします。

議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字成恒18番、地目は田で、面積は2,281㎡です。

所有権を移転する方は、大阪府豊中市の〇〇さんで、所有権の移転を受ける方は福岡県農業振興推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は14～15ページのとおりです。

申請農地は大字成恒西吉富小学校付近の圃場整備済みの農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第39号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定により

農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の16ページをお願いします。

議案第40号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字成恒358番、地目は田で、面積は1,052㎡です。

所有権を移転する方は、大阪府豊中市の〇〇さんで、所有権の移転を受ける方は福岡県農業振興推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は18～19ページのとおりです。

申請農地は、大字成恒集落内の圃場整備済みの農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第40号については原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第41号農地パトロールの結果についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の20ページをお願いします。

議案第41号農地パトロールの結果についてでございます。

今年度の農地パトロールにつきましては、再生利用が困難と思われる農地について、町内を5地区分け8月28日から9月1日までの5日間、農業委員、最適化推進委員の皆さんと現地確認を実施しましたので、結果をページのとおり、報告させていただきます。

まず、南吉富地区につきましては詳細は資料の21ページから23ページをご覧ください。2筆の確認を行い、2筆全てを再生利用困難と判断しました。

西吉富地区につきましては詳細は資料の24ページから31ページをご覧ください。5筆の確認を行い、5筆全てを再生利用困難と判断しました。

西友枝地区につきましては詳細は資料の32ページから40ページをご覧ください。8筆の確認を行い、8筆全てを再生利用困難と判断しました。

唐原地区につきましては詳細は資料の45ページから51ページをご覧ください。8筆の確認を行い、8筆全てを再生利用困難と判断しました。

以上、調査対象31筆のうち、すべてを非農地と判断しましたので、総会の議決を求めます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

議 員 農地ではなくなったら、事務手続きはどうしたらよいですか。

事務局 非農地判断されれば、町の農地台帳から削除され、農地ではなくなり、事務局から非農地通知を出します。自分で登記すれば地目変更できます。

議 員 あくまでも、役場の通知を持って法務局にいけばいいのですね。

事務局 ご自身でされてもいいですし、司法書士さんに依頼してもらってもいいです。

議 長 他に質疑ないですか
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第41号については原案のとおり可決決定されました。以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について2点ご説明申し上げます。

1点目ですが、活動記録の提出についてでございます。4月以降の活動記録が未提出の委員が数名いらっしゃいます。未提出の方は10月20日(金)までに、4月から9月までの活動記録の提出をお願いいたします。

また、提出された活動記録の中身を確認させていただいたところ、月に4回以下の方が多数いました。事務局より提案させていただいておりますが、毎週水曜日は「農地パトロール」の日となっておりますので、忘れずに実施、そして活動記録への記入をお願いし

2点目ですが、次回11月期の定例総会については、11月10日(金)を予定しております。また、定例総会に欠席された方におかれましては、後日役場まで資料を受け取りにきてくださいますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 委員の方から何かありましたらお願いします。

それではこれで10月期定例総会を終了します。

令和5年10月10日 午前9時16分閉会